

平22年4月1日制定

固定額型最低制限価格の算定方法について

＜改正後＞

令和7年7月1日以降に公告
される案件に適用します。

1 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事委託入札案件

＊工事委託：地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタント

＊準市内又は市外事業者が参加できる工事委託入札案件は対象外

2 算定方法

設計金額に次表の係数を乗じて算出した価格を「最低制限価格」とする。

＊平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

＜計算式（税抜）＞

$$(\text{最低制限価格}) = (A) = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

＊（A）は、100円未満を切捨する。

業種区分	①	②	③	④
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサル外	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月15日改正

令和7年7月1日改正

平 2 2 年 4 月 1 日 制 定

固定額型最低制限価格の算定方法について

＜改正前＞

令和 7 年 6 月 30 日以前に公告
される案件に適用します。

1 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事委託入札案件

＊工事委託：地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタント

＊準市内又は市外事業者が参加できる工事委託入札案件は対象外

2 算定方法

設計金額に次表の係数を乗じて算出した価格を「最低制限価格」とする。

＊平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

＜計算式（税抜）＞

$$(\text{最低制限価格}) = (A) = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

＊（A）は、100 円未満を切捨する。

業種区分	①	②	③	④
地質調査	直接人件費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
測量	直接測量費の額	測量調査比の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
建設コンサル外	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 15 日改正